

第2次障がい者活躍推進計画

能代山本広域市町村圏組合消防本部

本計画では、「障がい」と「障害」の表記について、次のとおりとします。

- 特定の事項を示さない一般的な言い回しについては「障がい」と表記します。
- 「法律や条例等に基づく制度及び施設等の名称」、「組織名」、「事業等の固有名称」に「障害」が使われている場合はそのまま表記します。

機 関 名	能代山本広域市町村圏組合消防本部
任命権者	消防本部 消防長
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）
能代山本広域市町村圏組合消防本部における障がい者雇用に関する課題	<p>消防吏員は「障害者の雇用の促進等に関する法律」により障害者雇用率に基づく採用計画が免除されているため、能代山本広域市町村圏組合消防本部においては、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>これまで、中途障がい者（在職中の疾病・事故等により障がい者となった者）も在籍することもなかったため、大きな問題は生じず、組織的な体制整備は特段行っていない。</p>
目 標	
1. 採用に関する目標	消防吏員は「障害者の雇用の促進等に関する法律」により障害者雇用率に基づく採用計画が免除されているため、これからも障がい者に限定した募集・採用予定はなし。
2. 定着に関する目標	なし。 ※今後、中途障がい者が在籍した場合、定着状況データを把握予定。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>障害者雇用推進者として消防本部総務課長を選任する。</p> <p>中途障がい者が在籍することになった場合、障がい者である職員の相談窓口を消防本部総務課に設置し、庁舎内掲示等により周知する。</p> <p>障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講する。</p>

<p>2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>中途障がい者が在籍することとなり、従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合、労働局に相談し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
<p>3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>中途障がい者が在籍することとなった場合、相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>